




各 位

平成29年5月11日

会社名  日本タングステフ株式会社  
代表者名 取締役社長 後藤 信志  
(コード番号 6998 東証2部、福証)  
問合せ先 取締役執行役員 大島 正信  
経営管理本部長  
(TEL 092-415-5500)

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（平成29年5月11日）開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の第106期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成29年10月1日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする株式併合を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	25,777,600 株
株式併合により減少する株式数	23,199,840 株
株式併合後の発行済株式総数	2,577,760 株

(3) 併合による影響等

本株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当り純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株式構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	3,538 名（100.00%）	25,777,600 株（100.00%）
10 株未満所有株主	238 名（6.73%）	296 株（0.00%）
10 株以上所有株主	3,300 名（93.27%）	25,777,304 株（100.00%）

本株式併合を行った場合、所有株式数が 10 株未満の株主様 238 名（所有株式数の合計 296 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生日前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は 5 ページに記載の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、本株式併合の割合と同じ割合（10 分の 1）で発行可能株式総数が変動いたします。

効力発生日前の発行可能株式総数	効力発生日後の発行可能株式総数
100,000,000 株	10,000,000 株

(7) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 千</u> 万株とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1, 0 0 0</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1 0 0</u> 株とする。

#### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって変更いたします。

### 4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 11 日
本定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(注) 上記の単元株式数の変更及び株式併合に係る効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所及び福岡証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

## 【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

### Q1 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

A. 単元株式数とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。

### Q2 株式併合とはどのような意味ですか？

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。当社においては、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

### Q3 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由を教えてください。

A. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。このため、当社は東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

一方で、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、当該水準を維持し、また株主様の権利にできるだけ影響を及ぼすことがないよう、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものです。

### Q4 投資単位はどうなるのですか。

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、10株を1株に併合したうえで、単元株式数を1,000株から100株に変更されます。したがって、併合実施後の1株は併合実施前の10株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動が生じないこととなります。

### Q5 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A. 株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。

また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当社では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は下記のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	6,000株	6個	600株	6個	なし
例②	3,500株	3個	350株	3個	なし
例③	304株	なし	30株	なし	0.4株
例④	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、例④）、全ての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の株主様（上記、例④）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例③、例④の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続については、お取引の証券会社又は後記の株主名簿管理人までお問い合わせ願います。

Q 6 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、普通株式 1 株当たりの資産価値は 10 倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。なお、端数が生じる場合の処理については、Q 5 をご参照ください。

Q 7 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

A. ご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して、1 株当りの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、Q 5 に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 8 具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 9 月 26 日	現在の単元株式数 1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。 株価に株式併合の効果が反映されます。
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更及び株式併合の効力が発生します。
平成 29 年 12 月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

Q 9 株主自身で、何か必要な手続はありますか。

A. 特に必要なお手続はございません。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関して不明な点がございましたら、お取引の証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人：みずほ信託銀行株式会社 (連絡先) みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル) 受付時間 平日 9:00~17:00
---

以 上